

高齢者・障害者を被害者とする救済措置の例

1. 知的障害を理由とする遊園地における差別的取扱い事案

◆ 知的障害のある者及びその同伴者が遊園地で乗り物に乗車しようとしたところ、障害があることのみをもって、障害者及びその同伴者のみを対象とする誓約書に署名することを強制されるという差別的取扱いを受けたとされる事案である。

法務局が遊園地の事業者に事情を聴取したところ、当該誓約書への署名は利用者の安全を確保するために、同伴者に対する注意喚起を目的として求めたものであるとの説明があった。

そこで法務局が、利用者の安全確保が目的であれば、障害者に限って誓約書を求める取扱いに合理性があるとはいえない旨指摘するなどしたところ、事業者は、当該誓約書の内容を見直し、その必要性を障害者か否かに限らず判断する取扱いに変更するとともに、当該誓約書への署名は任意であることの説明を尽くすために担当者への研修・周知を徹底するなどの意向を示し、被害者側の納得が得られた。(措置:「調整」)

2. 視覚障害者に対する宿泊拒否事案

◆ 視覚に障害のある者が、盲導犬の同伴を理由にホテルから宿泊を拒否されたとされる事案である。法務局で調査した結果、当該ホテルが宿泊申込みに対して、詳しい事情を聞くなどせず、何ら合理的理由がなく盲導犬の同伴を拒否したことが明らかになった。

そこで、法務局は、当該ホテルの経営者に対し、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。(措置:「説示」)

3. 障害者支援施設の職員による虐待事案

◆ 障害者支援施設の職員が、利用者に対し、馬乗りになって殴るなどの暴行を加えたとされる事案である。

法務局が施設の管理者等に事情を聴取したところ、施設の職員が利用者に暴行を加えた事実が認められた。

そこで法務局は、施設の管理者に対し、施設職員に対する監督、指導を徹底するなど、同種事案の再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。(措置:「要請」)

4. 老人福祉施設の職員による虐待事案

◆ 老人福祉施設の職員が、複数の意思疎通困難な利用者に対し、その体毛を剃るなどの暴行を加えたとされる事案である。

法務局が関係者からの聴取など所要の調査を行ったところ、事実が認められるとともに、施設における対応につき不十分な点が明らかになった。

そこで法務局は、施設の長に対し、職員に対する指導・監督を徹底するなど、同種事案の再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。(措置:「要請」)

5. 夫による高齢の妻に対する虐待事案

◆ 高齢の女性が夫から日常的に蹴られるなどの暴力を振るわれていたとされる事案である。

法務局は、女性に対し、一時避難先として配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)を案内するとともに、即日、センターに情報提供を行った。後日、女性はセンターに一時保護されるに至った。その後、女性は自らの意思で自宅に戻ったが、法務局はセンターと連携して女性の見守りを継続することとした。(措置:「援助」)